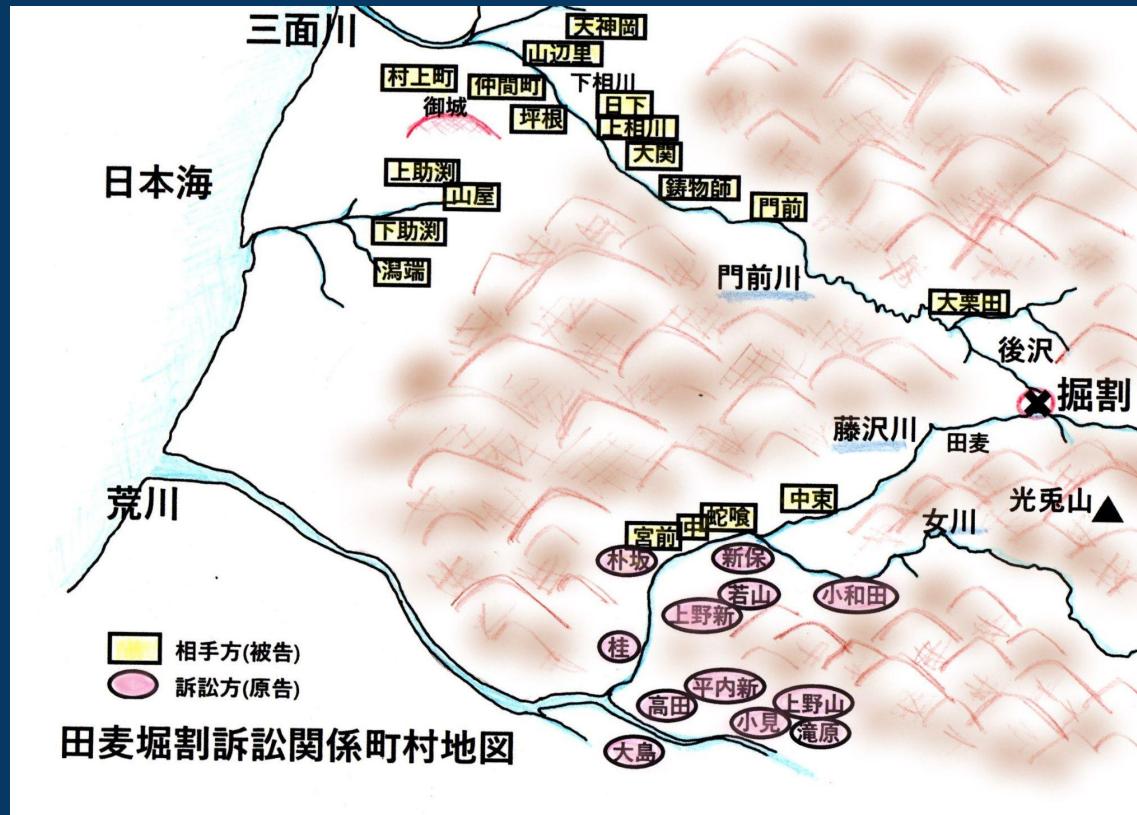


文化3年 田麦堀割訴訟 大騒動の真相



～話の筋立て～

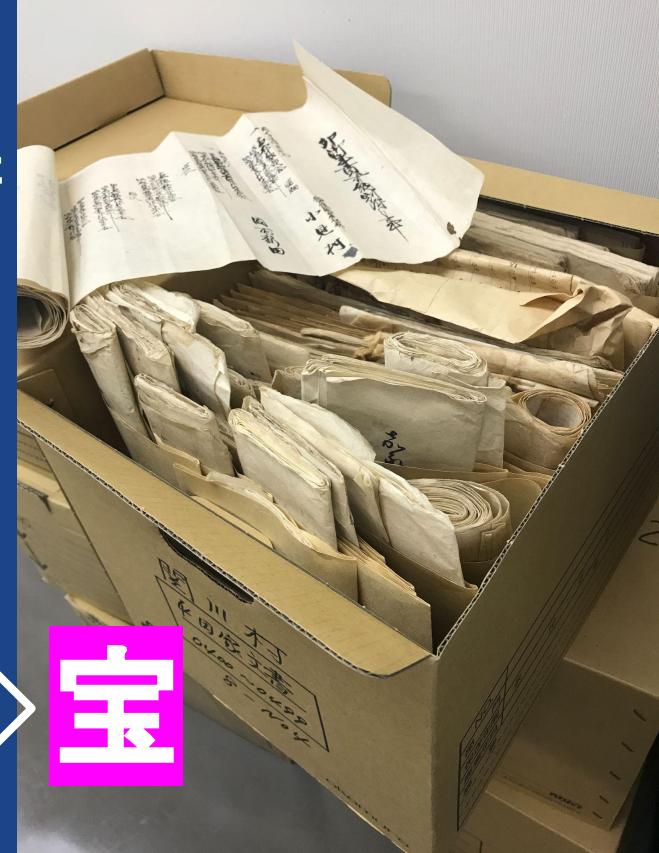
- 1 まえおき 歴史館の宝と田麦掘割
- 2 文化3年田麦掘割訴訟事件の顛末 概略
- 3 謎だらけの事件・・・の謎解き
- 4 首謀者平田平太郎の目的・大願
- 5 むすび 女川左岸段丘の開発を夢見た人々

まえおき

「せきかわ歴史とみちの館」に貴重な古文書

「平田甲太郎家文書」819点 8箱

この地に生きた江戸時代の
人々の生の姿が記録
実際に面白い事件があったり
して、興味が尽きない



眠らせておくにはもったいない
村広報誌で 紹介

「田麦掘割訴訟事件」関係文書 6本

- 
- ① 大栗田村の勝手伐出 15ヶ村連判状
文化2年8月
 - ② 村上藩宛 訴状
文化3年7月
 - ③ 勘定奉行所宛 訴状
文化3年9月
 - ④ 現地示談 破談届
文化3年11月
 - ⑤ 勘定奉行所宛 訴状
文化4年1月
 - ⑥ 済口證文
文化4年4月

「とんでもない大事件」

「ナゾだらけ」

中心人物は、小見村庄屋

平田平太郎

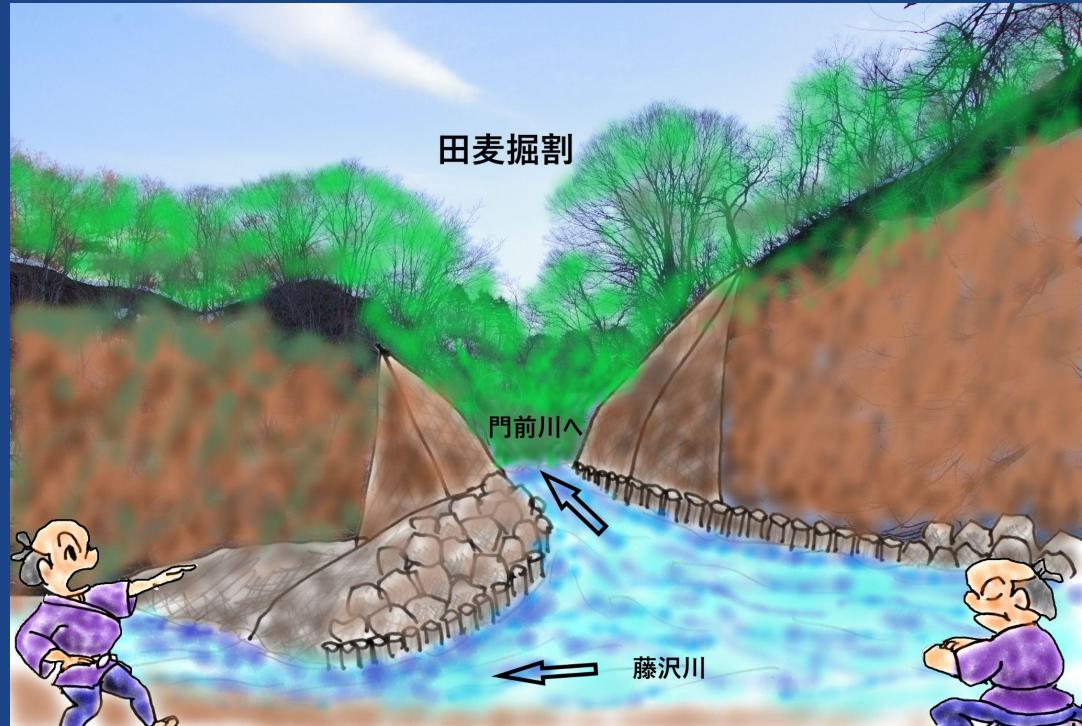
原告12村の代表＝首謀者

「田麦掘割」とは

大栗田堀割（堀切）

藤沢川堀割（堀切）

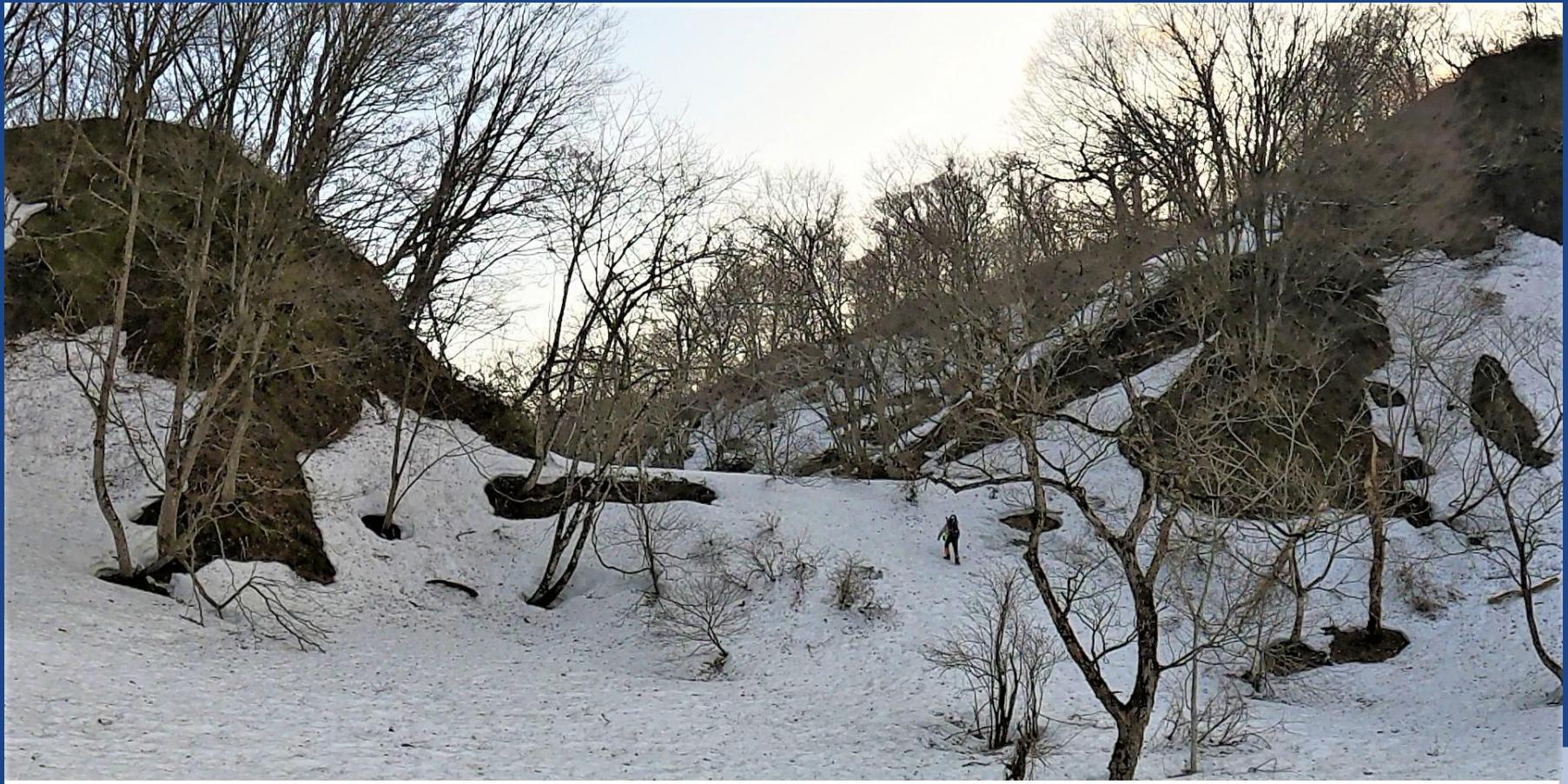
女川支流藤沢川の水を
門前川に引落すために
分水嶺の尾根を
人工的に掘り割った





女川左岸段丘上に広がる美田 2021.9.20 朴坂山山頂から撮影





田麦堀割の現地 2022.4.3撮影 手前が藤沢川で締切堤防の向こうが後沢

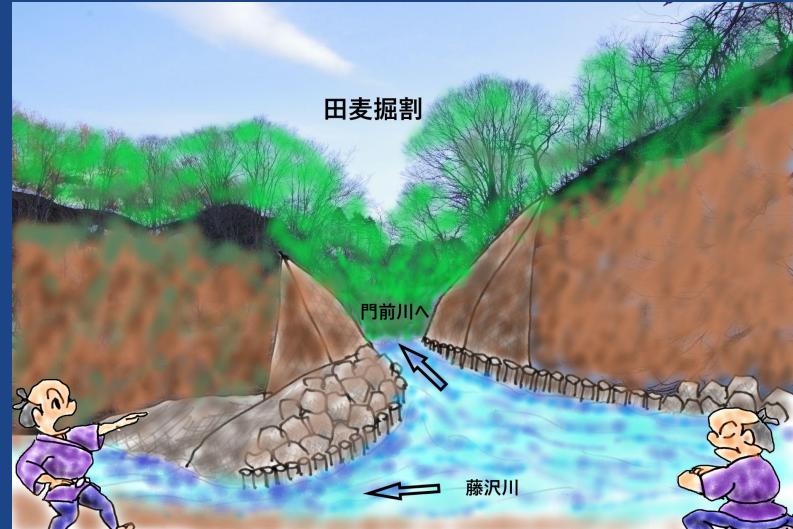
「田麦掘割」の始まり

寛永年間 1630年代
400年近く前
村上城主堀丹後守が
お城の堀の水源にするため



事件の始まり 今から約200年前

それまで、幅1間弱だった掘割が
幅3間に拡張されて
しかも、藤沢川を堰で〆きって
水を全部、門前川へ引き取られた



無断で工事したのは、村上藩

村上町年行事所(町人町の役場)の日記 享和3(1803)年

6/21 藩からお達し「田麦掘割を3尺掘り下げる」
(深くすれば幅も広がる)

理由

…茶が売れなくなったので、茶畠を田に切り替える

羽黒町、新町の堤工事 町の中の新用水路工事

田麦掘割の堰番

田麦掘割の堰あけ工事

茶畠の木を抜いて田にするように、お達し



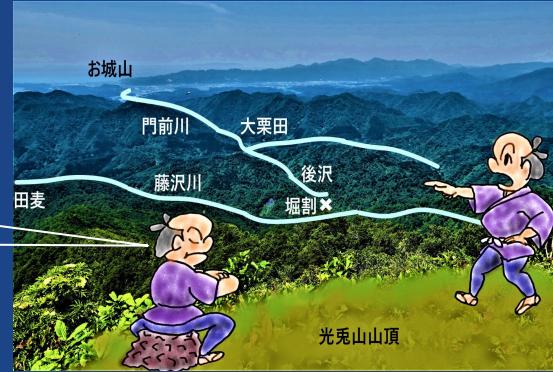
オレたちの水を
よそに取られてなるものか

村上藩の無法を幕府に訴えるか

命がけ…しかし、自分が被害を受けているわけではない

藩対幕府…自分は蚊帳の外 握りつぶしも

百姓同士の水争いなら…幕府領民の正当な訴え



平田平太郎の登場

平太郎の作戦①

大栗田が藤沢川上流の木を無断で伐った



チャンスだ！

光鬼權現の神域＝氏子村々が森林を保護



その木を無断伐採、許せない＝15村連判状



15村の用水林だ＝15村は用水組合だ＝藤沢川の水は15村の水だ



裁判の根拠づくり

平太郎の作戦② 村上藩へ出訴

幕府領の田の水を取った

犯人は大栗田 他の4村は共犯だ

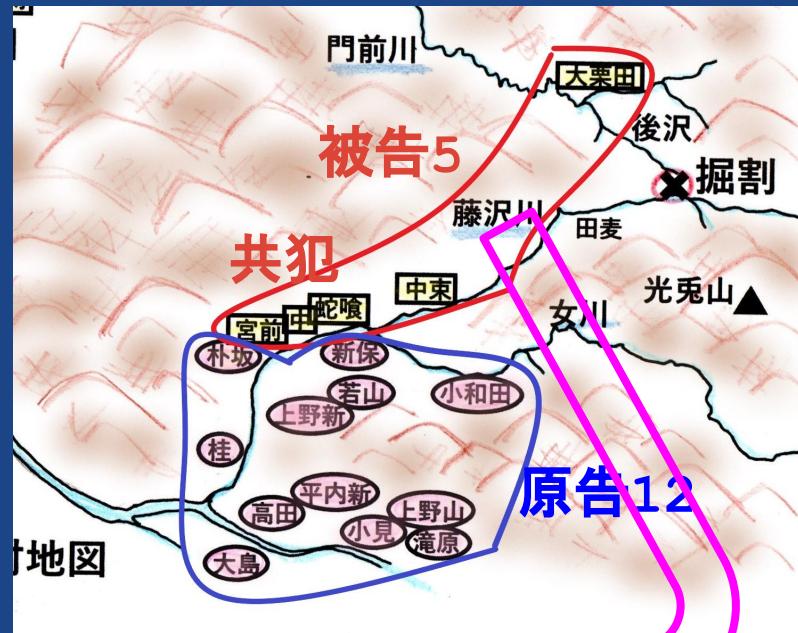
大栗田のせいにして
村上藩の出方を見よう

門前払い ←

女川の水がはるかに多い

藤沢川に関係ない村が、何を言う

平太郎の言いがかりだ



平太郎の作戦③ それならば…

江戸の勘定奉行所へ出訴

犯人は、村上町の
大庄屋・助左衛門と庄屋・助右衛門
畠や空地を新田にするためにやった
他の町村もその水を引取った



＜幕府評定所の裁定＞

現地で話し合ひ示談にせよ

村上藩の指示

田麦掘割の拡張工事は絶対に認めるな
殿様は、藩の工事に口出しされて怒っている
わずか6尺の掘割を3間などと、何か悪い企みがある
示談にはできない
破談にして、江戸の評定所で裁決してもらう
裁判にかかる費用は、御上が下さる
御奉公だと思って、がんばれ！

被告19町村の反論

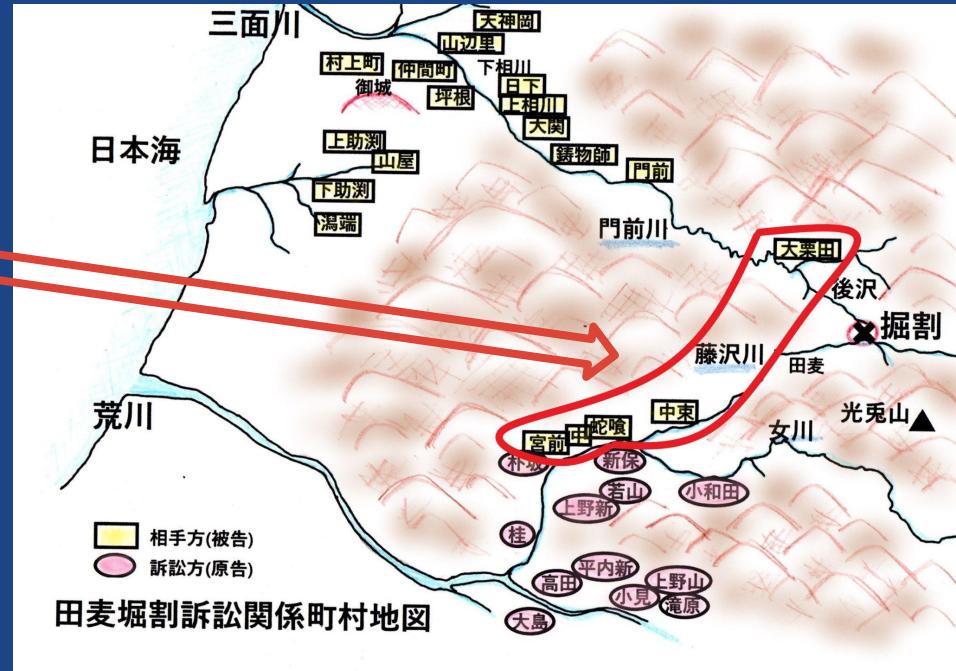
堀割現地5村

藤沢川分水場は古来より、

幅5尺余

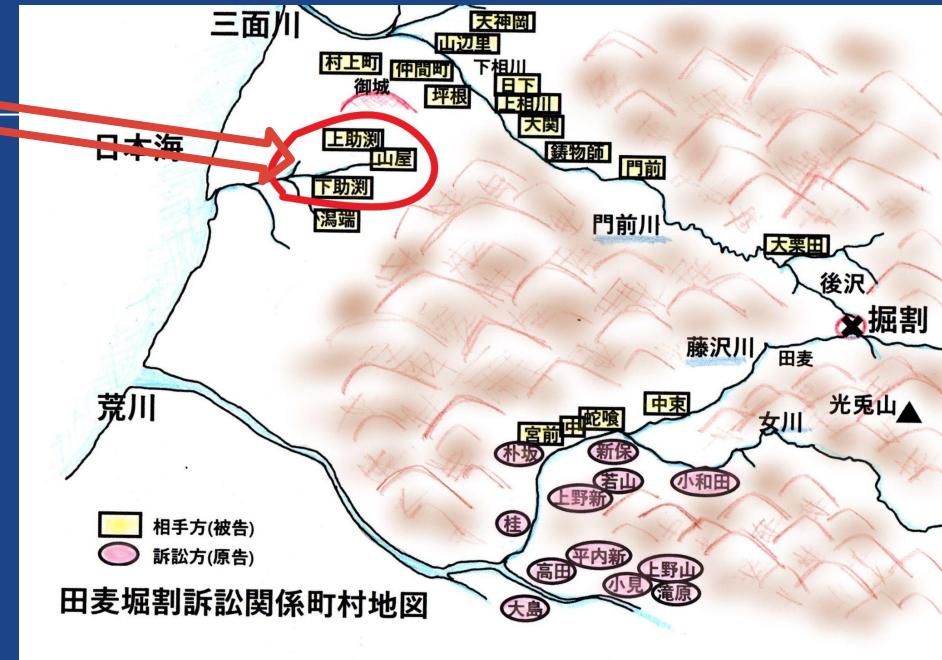
それを3間などと不埒な

平太郎は、米や金で和解して山分けする企み



神納3村

堀切分水は、
堀丹後守が御城用水のため引いた
それを、
松平大和守が私たち神納3村の用水に
その後、
天明年中（20年前）に修復工事



それを、平太郎は、新規掘割分水などと、わけが分からぬ

村上町

近年、茶の値段が下がり

茶畠が荒れてきたので

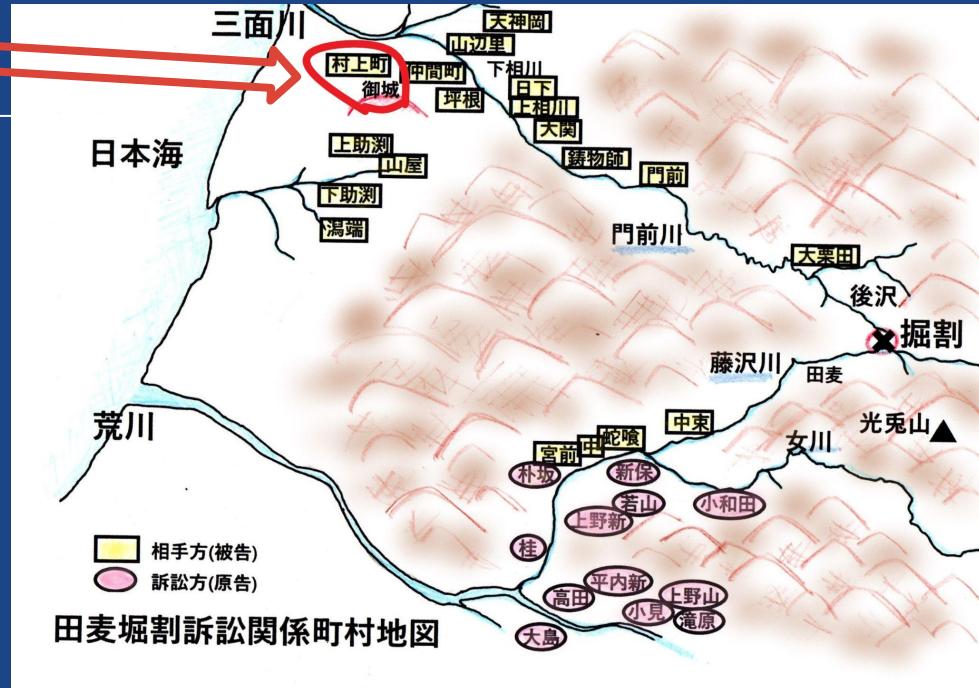
田にするよう藩から言われた

その新田には、

お城の堀の水を使っているが、

それは自分たちの自由にはならない

門前川の上流には関わっていない



村上町以外の町村

堀切分水を使っているのは、

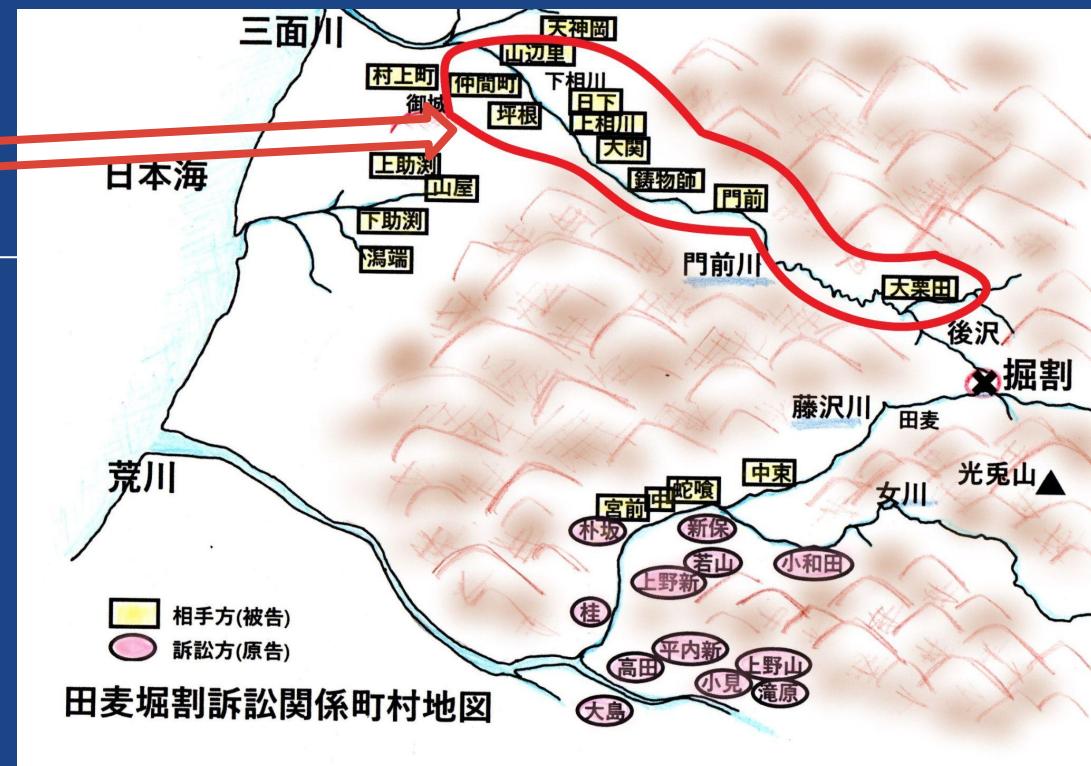
神納3村だ

自分たちは、門前川の水を

使っているのであって、

堀切分水には全くかかわりない

鴻端・天神岡は、川筋そのものが門前川ではない



現地での話し合い

扱人・岩船町年寄惣左衛門 覚書

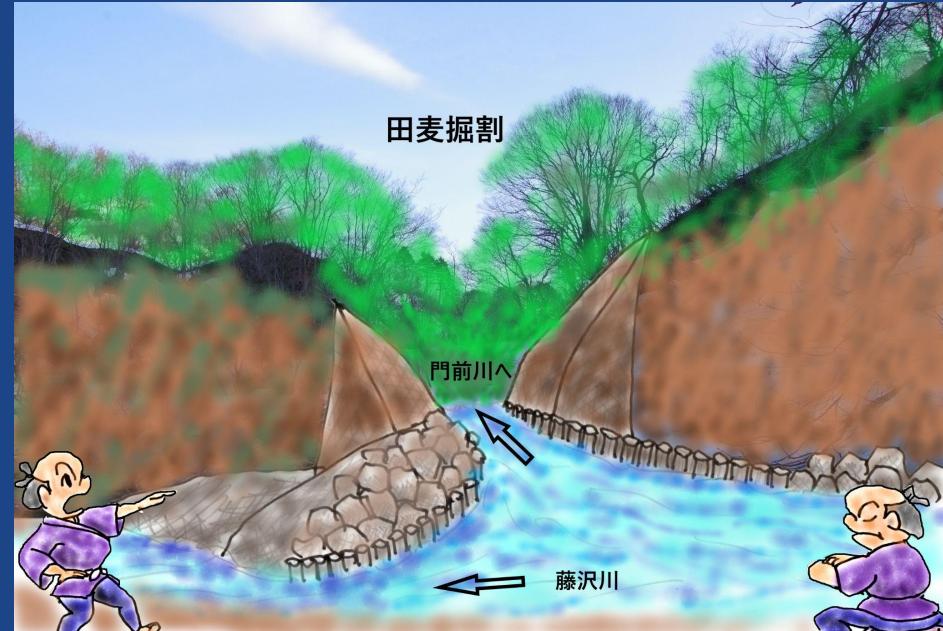
11/2 現地集合

村役人 扱人 藩役人

代官所役人

11/3 庄屋・組頭 帰村

11/4 堀切現地見分



11/5から 話合いを続けたが、「折り合うはずはなく」

現地での話し合いは、破断

＜扱人4人の破断届 11/13＞

- ① 渴水の時は掘割分水を止めて、全水を藤沢川へ流す
 - ② これまでの仕来り通り3日3晩 藤沢川へ 1日1晩 掘割分水へ
- と、仲裁案を出したが、どれも、原告は承諾
- しかし、被告は拒否したので
- この上、私たち扱人には手立てなく、仕方なく破談となりました

文化3年12月 破断届提出

文化4年1月 再出訴

2/21 お白州 三奉行出座 勘定奉行尋問

2/22 お白州 御留役（取調官）尋問

4/6 お白州 原告全員呼出し 訴訟取り下げ決定

4/14 お白州 合意へ御留役の介入調整

4/18 お白州 同上

4/21 済口證文（和解合意書）作成

＜「済口證文」の合意事項＞

藤沢川は藩領4村の用水で、原告には藤沢川に関係ない村がある
田麦掘割は堀丹後守が御城用水にし、その後、神納3村の本田用水にもした
その後、次第に埋まったのを村上藩が修復工事したもの
今般、新規用水路堀割と言っていることで、御吟味を受けるは、心得違い
この堀切場の用水を引き取ることはこれまで通りと心得、原告は異議ない
と言い、被告もない
被告にされた言い分も、証拠のない言い争いも扱人がもらい受ける

啞然とするほど尻すぼみ・・・平太郎の敗訴 か？

済口證文のナゾ(1)評定所の強制和解

源蔵の日記

2/22 取調官井上の尋問 皆の前で「平太郎に種々御利害仰せ付けられ」

平太郎と仙右衛門だけ残した 「御利害を聞かされたのだろう」

4/6 原告全員呼出し 訴訟のわけを誰も答えられない

平太郎を一人だけ残した(御利害=説得)

「願漬しとなった」所へ、全員を戻して

井上「願の筋はないか、あつたら申し立ててみよ」

平太郎「不残願之儀無之由」申ししたので、私(源蔵)も無いと言い切った

「訴訟取り下げ」となって、公事宿が扱人、双方で済口證文の相談へ

済口證文のナゾ(2) 平太郎のこだわり

4/6の後も、平太郎は「堀切場水引き取り」の文言を入れることにこだわった
4/14 (村上藩の意を受け)井上は、平太郎ひとりにして、強く説得した

中東村は、15村用水林は平太郎のウソで、地元の山であることを主張
平太郎は、それは「訴外のことだ」と反発
村上藩は、「堀切場水引き取り」と「15村用水林」を相殺にすると指示

4/18 (村上藩の意を受け)井上の介入で、中東村の主張を削除した

済口證文に、「堀切場用水引き取りは、これまで通り」の文言

済口證文のナゾ(4) 村上藩のウソ

引き下がらない平太郎に狼狽

無届工事…単なる手抜き 村上藩の慢心

もともと御城用水 百姓に口出しさせない
ところが、幕府に無断で 城の堀工事…これは、厳禁(謀反)

済口證文合意直前まで、指示
「堀切場用水引き取りの文言は、何度破談になつても承知しないように」
……ここが、村上藩の防壁第一線

「無届工事はない」と言い張るしかない村上藩…必死 滑稽

済口證文のナゾ(5) 幕府は、村上藩の無法を糾弾したくない

村上藩が、幕府の田の水を勝手に取った = 厳罰
まして 御城の堀の無届工事 = 武家諸法度違反 = 謀反

村上藩は幕府の身内…なんとか穩便に収めたい
<内々に、村上藩の根回し>

しかし
表立って肩入れしたら、他藩へも領民へも示しがつかない
書類不備で、却下したら…無法を黙認したことになる

百姓同士の水争いだから、「とった」「とらない」の争い
無届工事の「ある」「ない」は、有耶無耶にできる

済口證文のナゾ(6) 平太郎と勘定奉行の関係①

源蔵の日記

2/21 初判 勘定奉行の出座

奉「平太郎 その方 願の儀は どふいたしたとな」

奉「毎に その方 多くかひたので有ふ」

平太郎は、年貢回米の責任者の一人
交代当番で、海老江、新潟、船、江戸…長期出張

江戸長期出張中に、奉行に挨拶している、はず
…そして、今回も？

普通は候文

平太郎に
時々くだけた
話し言葉

↓
奇異に感じて
そのまま記録
したのでは？

平太郎と勘定奉行の関係② 事件の構図



済口證文のナゾ(6) 結局、平太郎の訴えは実ったのか

済口證文の微妙な書き方 2ヶ所

①

今般、新規用水路堀割と被告が言っていることで、
御吟味を受けるは全く心得違い

②

この堀切場の用水を引き取ることは
これまで通りと心得

済口證文のナゾ(6) 済口證文の微妙な書き方①

今般、新規用水路堀割と被告が言っていることで、
御吟味を受けるは全く心得違い

「新規用水路堀割」の文言を入れて、平太郎の顔を立て
「と被告が言っている」で、「ある」「ない」はぼかし、村上藩の顔
を立てた

その上で

心得違い（間違い）をしたのは、双方どちらも

・・・と、読めるようにした

済口證文のナゾ(6) 済口證文の微妙な書き方②

この堀切場の用水を引き取ることはこれまで通りと心得

新規掘割はないのだから、これまで通りとは、堀丹後守の堀割通り

ということは、幅3間を元の1間弱に戻させた

あるいは、従来の仕来り通り7対3分水

結局、平太郎の訴えは実った のでは？

済口證文のナゾ(7) そもそも、訴訟の目的は、何だったのか

【神林村誌】平太郎の訴訟は「不可解」
……果たしてそうだろうか？

2/21 勘定奉行「関係ない村が、なぜ訴訟した？」

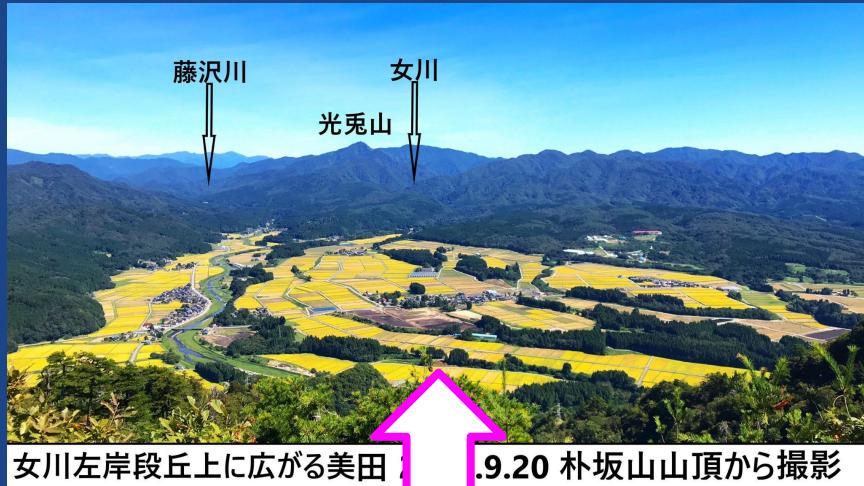
平太郎「高所の水が不足して、先祖からの野地が開発できなくなる」
村上藩屋敷で「平太郎が言ったのは「上野」のこと、これまで願人7人あった」

平太郎の目的…上野(女川左岸段丘の高所)の開発

女川上流から水を引く ⇒ 下流の水不足 = 藤沢川の水が必要

上野(段丘上の高台)の開発 = 平田家は代々のプロ

女川左岸段丘の開発を夢見た人々



平太郎の大願

平太郎以前 7人の願人

平太郎

安政年間 吉右衛門・願人堀

明治 新堀用水計画 坂口・松永・田村

大正4年 芝草松太郎・安久鉄次郎

大正5年 上野集落

大正7年 東北開墾株式会社 片岡晴次

全国各地から開拓者入植

昭和8年 新堀用水完成

現代の美田へ



ご清聴
ありがとうございました

事件の詳細は、こちら



<https://watanobu.com/horiwari.html>

平田平太郎の大願



大訴訟の原動力

